

学校法人京都精華大学評議員の報酬等に関する規程

2024年11月30日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都精華大学(以下「法人」という。)寄附行為第60条の規定に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬等)

第2条 前条における報酬等とは、会議手当、議長手当、交通費、日当・宿泊費、および退任慰労金という。

2 法人の専任教職員の身分を有する評議員に対しては、会議手当および議長手当を支給する。

(会議手当および交通費)

第3条 評議員が評議員会、理事選任委員会、評議員選任委員会、および理事・評議員協議会（以下「評議員会等」という。）に出席したときは、報酬として別表第1に定める会議手当を支給するとともに、交通費を支給する。

2 前項において、評議員会等に付議される事項につき書面または電磁的方法をもってあらかじめ意思を示した場合、およびオンライン会議システムにより会議に出席した場合も会議手当の支給対象とする。

(議長手当)

第4条 評議員が評議員会等の議長となった場合は、報酬として別表第2に定める議長手当を支給する。

2 前号の議長手当には、議長として事前の打合せや協議に出席した際の報酬を含むものとする。

(出張のための交通費、日当および宿泊費)

第5条 評議員が法人の命により出張するときは、出張旅費・日当・宿泊費支給基準(別表第2)に定める交通費および日当を支給する。

2 前項の出張で宿泊を要するときは、出張旅費・日当・宿泊費支給基準(別表第3)に定める宿泊費を支給する。

(評議員の退任慰労金)

第6条 本法人の専任教職員の身分を有しない評議員が、任期満了または自己都合により退任するとき、別表第4により退任慰労金を支給する。ただし、支給額は3期分までを上限とする。

2 評議員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲および順位は「学校法人京都精華大学退職金規程」第8条の例を準用する。

(支給方法)

第7条 会議手当、議長手当、交通費、日当等の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 会議手当、議長手当、交通費、出張時の日当および宿泊費 都度支給

(2) 退任慰労金 任期満了、辞任または死亡による退任日後2か月以内に支給

2 前項第2号において、任期途中で退任した場合の退任慰労金は、法人が当該評議員に委嘱した日から退任日までの期間を1期とみなして支給する。また、当該評議員の委嘱期間が前任者の残任期間の場合は、委嘱した日から委嘱期間満了日までの期間を1期とみなして支給する。

3 第1項における会議手当等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。法人の専任教職員の身分を有する評議員の会議手当および議長手当については、原則として翌月の給与支給日に支給する。

(作成、備置きおよび閲覧)

第8条 法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間備え置かなければならない。
- 3 法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、私立学校法第151条第2号に定める報酬等の支給の基準として法人のホームページに公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において行う。

附 則

この規程は、「学校法人京都精華大学評議員の日当等に関する規程」を廃止し、2024年11月30日に制定し、2025年4月1日から施行する。ただし、第3条において、法人の専任教職員の身分を有する評議員が評議員会に出席した際の会議手当の支給は、2025年度定時評議員会終結後に開催される評議員会からとする。また、第6条第1項において、2025年度最初の定時評議員会終了時に退任した評議員が引き続き評議員を重任することとなった場合は、その重任に係る任期満了をもって1期とみなして支給する。

別表第1(第3条関係)

会議手当(法人の専任教職員の身分を有さない評議員)・交通費支給基準

地域区分	会議手当（1日会議につき・税込）	交通費
片道100km未満	15,000円	実費
片道100km以上でかつ鉄道を利用する場合	20,000円	実費（特急料金、グリーン料金を含む）
WEB会議システムによる参加	15,000円	支給しない

会議手当(法人の専任教職員の身分を有する評議員)

支給額(1会議につき)	10,000円
-------------	---------

別表第2（第4条関係）

議長手当

支給額(1会議につき)	20,000円
-------------	---------

別表第3（第5条関係）

出張旅費・日当・宿泊費支給基準

区分		旅費	日当		宿泊費 (1泊あたり)
			距離	日当 (1日あたり税込)	
市外出張	宿泊出張	鉄道：旅客運賃、グリーン料金、 特別急行料金 航空便：実費	片道300km以上の 場合	7,000円	17,000 円
			片道300km未満の 場合	5,000円	

	日帰出張	鉄道：旅客運賃、グリーン料金、特別急行料金 航空便：実費	片道300km以上の場合	10,000円	—
			片道100km以上300km未満の場合	7,000円	—
			片道100km未満の場合	5,000円	—
		午後5時以降の出発または午前に帰着した場合		3,000円	—
市内出張	1日出張	実費	—	3,000円	—
	半日出張 (3時間以内)	実費	—	2,000円	—

別表第4（第6条関係）
評議員退任慰労金

支給額(1期につき税込)	40,000円
--------------	---------